

## 人文・社会科学分野の学術政策

小林信一（文教大学国際学部）

### はじめに

自然科学系分野の研究活動の振興は、学術政策あるいは科学技術政策上の主要な関心事であり、今日では一般的な問題設定である。しかし、人文・社会科学分野の学術振興を学術政策の観点から述べることは珍しい。

科学政策についての概説書などをみても、自然科学系分野の科学技術振興のための施策は、我が国を含め各国・地域で、さまざまなプログラムが用意されている。しかし、人文・社会科学の学術振興に特段の措置がとられている例は聞かない。いずれの場合も、人文・社会科学の振興は自然科学を含めた学術全般の振興策の枠内で対応されているようである。

このように、学術政策の中で、人文・社会科学系分野の学術振興は忘れられがちな問題となっている。本稿では、こうした人文・社会科学分野の学術政策について論ずる。

例えば、米国のNSF (National Science Foundation) は、社会科学を事業の対象としつつも人文科学は対象としていない。米国においては科学政策上、社会科学(social sciences) は科学に含まれるもの、人文科学(humanities) は科学には含まれていないのである。そこで、人文科学分野のNSFに相当する組織として、NEH (National Endowment for Humanities) が別途存在している。英国では5つのリサーチカウンシルが分野別に設置され、その1つとしてESRC (Economic and Social Research Council) がある。これはやはり社会科学が中心となっている。

米英に対して、フランスのCNRSでは人文・社会科学分野がSciences de l'Homme et de la Societeとして位置付けられており、1989年10月現在、研究ユニット1377のうち442(約30%) を占めている(Indicateurs de Politique Scientifique No.1, Unite d'Indicateurs de Politique Scientifique-CNRS, 1989)。ドイツのマックスプランク研究所の場合にも、法学、歴史学、心理学、教育学、社会学などの研究活動を含んでいる。しかし、特段の振興が図られているという記述はなかなかみられない。

### 1. 人文・社会科学分野の学術政策の歴史

#### 1.1 人文・社会科学分野の学術政策史の概略

端的に言って、我が国においては、人文・社会科学分野の学術政策は存在しなかったし、現在もない。もちろん、大学政策や科学研究費補助金制度などを通じた一般的な研究活動の枠組みは設定されてきたが、自然科学系のように積極的な振興施策を講じていないという意味で、人文・社会科学分野の学術政策はなかったと総括できる。

人文・社会科学分野の学術政策がなかったとはいえる、その歴史を顧みることは必要である。第1に消極的にせよ、人文・社会科学分野の振興を図ろうと検討された事実は存在するのであり、そうした試みを振返る必要がある。第2に、積極的な施策を講じなかつたという事実が人文・社会科学分野の学術振興に与えた間接的影響を吟味する必要がある。以下ではまず、戦後の学術政策の中で人文・社会科学分野の学術政策がどのように位置付け

られてきたかを簡潔に振返る。付録として年表を添えた。なお、以下の時代区分は暫定的なものである。

### (1) 前史（～昭和20年）

現在まで継続する学術振興施策の骨格のいくつは戦前期に成立している。

科学研究費補助金制度の前身である科学奨励金制度は、大正7年に自然科学奨励金として創設された。昭和4年には、日本および東洋の精神文化に関する研究を奨励するための精神科学奨励金が科学奨励金に追加された。さらに、昭和14年には、科学研究費交付金制度が創設され、研究助成制度が拡充されたが、これは諸外国による科学封鎖に対抗することを目的としたものである。昭和16年には、人文科学分野も科学研究費交付金の対象とされるようになった。

また、満州事変前後からは戦時体制の一環としてさまざまな制度が成立する。文部省関係では、日本諸学振興委員会（昭和11年設置、昭和21年廃止）、科学振興調査会（昭和13年設置、昭和20年廃止）などが設置された。また、国民精神文化研究所が昭和7年に文部省直轄研究所として設置されたが、これは昭和18年に廃止された（国民鍊成所と統合し、教学鍊成所設置）。昭和18年には所轄研究所として、民族研究所が設置されている（昭和21年廃止）。

精神科学奨励金、日本諸学振興委員会、国民精神文化研究所、民族研究所などはいずれも国家による思想、学問の統制といった色彩が濃いものであり、今日的な意味での人文・社会科学振興施策とは言いがたい。このような戦前期の学術政策の体系は敗戦とともに終焉することになる。

なお、現存する人文・社会科学分野の大学附置研究所で最も古い京都大学人文科学研究所は昭和14年に設立され、続いて昭和16年には東京大学東洋文化研究所が設立されている。

### (2) 黎明期（昭和20年～昭和24年）

昭和20年～昭和24年頃の戦後のごく短い期間は、人文・社会科学分野の学術政策にとって特殊な時期である。見方によっては、この時期だけは人文・社会科学分野の学術政策が存在したとも言える時期である。

#### [人文科学課]

昭和21年には文部省科学教育局に人文科学研究課が設置される。人文科学の分野を特定した学術行政組織が文部省内に設置されたのは、戦前戦後を通じてこの人文科学研究課だけである。

同時に、審議会として後述の人文科学委員会が設置され、人文・社会科学分野の学術政策に関わる審議を行った。行政機構上は人文科学研究課とともに自然科学研究課が設置されたが、自然科学分野の学術政策を対象とした審議会（委員会）は設置されなかった。

#### [人文科学委員会]

人文科学委員会は、人文科学の発達及び普及を図ることを目的として昭和21年9月に設置された。委員会は、1)研究の助成及び普及、2)学会の振興、3)学術大会、公開講演会等の開催、4)機関誌等の刊行、などの事業を行った（「人文科学委員会規程」昭和21年9月3日文部省訓令）。1)については人文科学助成金制度が創設された。3)については頻繁に学術大会、公開講演会等が実施された。4)については機関誌「人文」が昭和22年に創刊された。人文科学委員会は、研究助成を所掌すると同時に、学術大会の開催や機関誌の発行

など学会機能も併せ持つという独特の組織であった。

なお、この当時、人文科学という言葉は自然科学に並んで用いられており、現在の人文・社会科学の範囲全体を指している。人文科学委員会は5つの部が置かれたが、その構成は第一部（文学）、第二部（史学）、第三部（哲学：心理学、教育学、社会学を含む）、第四部（法学）、第五部（経済学）となっている（「人文科学委員会会則」昭和21年9月18日・第一回総会決議）。

#### [人文科学助成金]

昭和21年に創設された人文科学助成金は、「わが国の人文学の正しい発達のため、少壮で将来性のある研究者の研究を助成することを目的として設定されたもので、学校その他研究機関に属する人ばかりでなく、およそ人文諸科学の研究者であれば、誰でもその交付を申請することができる」（「人文科学研究助成金の交付申請について」『人文』創刊号昭和22年3月）研究助成制度である。在野の研究者をも視野に入れた、交付対象の広い研究助成制度であった。

なお、この時期には、国立大学附置研究所が多数発足しているが、これについては後述する。

#### (3) 戦後体制確立期（昭和25～34年）

戦後の初期には人文・社会科学に重点をおいた学術政策が成立したが、日本学術会議の成立（昭和24年）、新制国立大学発足（昭和24年）など、戦後の本格的な学術研究体制が成立するのに伴い、昭和25年までには、人文科学課、人文科学委員会、人文科学助成金のすべてが廃止された。

人文科学課は新設された大学学術局の科学研究課に吸収された。人文科学委員会の研究助成審査・配分機能は学術奨励審議会に引継がれ（人文科学分科審議会設置）、学術大会や機関誌発行などの学会機能は昭和25年に発足した日本人文科学会に引継がれた。しかし、日本人文科学会は発足したものの、その活動は間もなく中断したようである（機関誌「人文」は1号だけ刊行された形跡がある）。

その後、学術政策に大きな変化はないが、科学研究費制度は昭和33年頃まで、さまざまな変更を加えられている。人文科学助成金は昭和25年に、民間研究と名称変更され、新たな科学研究費制度の中に位置付けられたが、昭和27年には奨励研究と一本化され科学研究助成補助金となり、民間学術研究機関に対する補助金となった。

#### [科学技術庁、科学技術会議の発足]

ところで、人文・社会科学分野の学術振興政策とは直接の関係はないが、昭和31年には科学技術庁、昭和34年には科学技術会議が設置された。科学技術庁の設置にあたっては、人文科学のみに関わる事項、大学のみに関わる事項はその所掌から除外されている。科学技術会議の場合も、人文科学のみに関わる事項は審議対象から除外された。なお、ここで人文科学と言われる学問分野には、やはり社会科学を含んでいる。

科学技術庁、科学技術会議の所掌から人文・社会科学分野が除外されたことは、人文・社会科学分野の学術政策上の積極的な変化ではない。しかし、自然科学系分野の研究振興が文部省以外の行政機関においても関与しうる事項となった裏で、人文・社会科学分野が文部省の学術政策においてのみカバーされることが、決定付けられた。

#### (4) 理工系の時代（昭和36～42年）

##### [人文・社会科学の位置付けをめぐる動き]

科学技術会議は昭和35年に諮問第1号に対する答申を行った。この中で科学技術基本法制定を提言したが、科学技術会議の所掌範囲との関係で、科学技術基本法は人文・社会科学分野の研究活動を対象外とした。これに対し、日本学術会議は人文・社会科学を含めた総合的な科学研究基本法を制定するべきであるとし、政府に対して多数の勧告を出し続けた。その後関係機関を交えて人文・社会科学分野の位置付けを巡る議論が百出し、科学技術基本法の内容が二転三転する。結局、昭和43年に法案が決定され国会に提出されたが、43年12月には廃案となり、現在にいたるまで科学技術基本法は成立していない。この結果、人文・社会科学分野の学術振興は文部省の所掌する学術政策の枠内に留ることが確定した。なお、この間に日本学術会議では人文・社会科学の振興について検討を重ね、いくつかの勧告を行った。

##### [理工系ブーム]

科学技術会議の第1号答申は、経済政策分野の所得倍増計画と密接な関連を持っているが、両者共に、科学技術分野の人材養成の拡充に関して、積極的な提言を行った。

文部省はそれ以前から独自の推計に基づいて、いわゆる理工系8000人増員計画（科学技術者養成拡充計画、昭和32年）を策定し、大学等の理工系分野の拡充を開始していたが、さらに、所得倍増計画、科学技術会議答申などと連動して、昭和36年に理工系16000人増員計画（途中で20000人増員に計画変更）を策定、実施した。このような理工系高等教育機関の拡充は、大学における人文・社会科学分野の相対的な地位の低下をもたらした。また、経済成長とともに、民間企業でも研究活動が活発になり、研究所設立ブームなど、いわゆる理工系ブームが続くことになった。その結果、国全体で見た場合にも、人文・社会科学分野の学術研究活動は相対的に弱体化して行くことになった。

このように高度経済成長の時期は理工系の時代であり、その一方、特段の振興策がなかった人文・社会科学分野の学術研究活動は置去りにされた感がある。

#### (5) 高等教育拡大の時代（昭和43～51年）

続く時代は学術政策全般にわたって改革が行われた時代である。

##### [科学研究費補助金制度の改革]

昭和38年頃から科学研究費制度に手が加えられ始め、昭和40年には科学研究費交付金、科学試験研究費が廃止され、科学研究費補助金制度が創設された。続く昭和41年には学術奨励審議会において科学研究費制度の改革に着手することになる。これに伴い、科学研究費の配分審査機関だった学術奨励審議会に学術政策の審議をする機能が付与され、学術研究基本方策分科会が設置された。しかし、本格的な学術政策審議機関が必要とされるにいたり、昭和42年には学術奨励審議会を廃止し、学術審議会が設置された。科学研究費の配分・審査に関わると同時に国の学術政策に関する政策審議機能も併せ持つという国際的にもユニークな機関が成立したのである。

審議会では第1次答申として、科学研究費補助金制度の改革に関する答申をまとめ、昭和43年には新しい配分、審査方式に基づく科学研究費補助金制度が発足した。このように、今日にいたる学術審議会、科学研究費補助金制度が昭和43年に整った。

### [学術審議会第3次答申]

学術審議会では、その後も我が国の学術研究体制等に関する審議を重ね、昭和48年に、第3次答申として「学術振興に関する当面の基本的施策について」をまとめた。審議の過程では、学術研究体制特別委員会において、人文・社会科学分野の学術振興についても検討されている。

学術研究体制特別委員会の報告「大学における学術研究体制の整備について」（昭和48年7月）では参考資料として、分野別の専門委員会の討議結果をまとめており、第1番目に人文・社会系のとりまとめが配されている。その「まえがき」には「学術の振興を図るに際しては、当然のことながら、人文系・社会系・自然系諸科学の諸領域にわたって均衡のとれた方策を推進しなければならない…」と明言されているが、これは学術審議会関係資料の中でははじめての人文・社会・自然科学のバランスに関する記述である。

また、振興方策として、①プロジェクト研究制度の確立（科学研究費などで実現）、②プロジェクト以前の段階での、特定の研究目的を持たない研究の推進（研究者相互の交流の場としての研究所、高等研究所などの設立）、③研究資料センター、データバンクの設立、などを提案している。

しかし、最終答申では人文・社会科学分野の学術研究について独立に扱われず、また特別の施策を打出してはいない。

また、昭和49年には大学学術局が大学局と学術国際局に分れ、学術行政は高等教育行政から独立した。学術行政に関わる現行の行政機構がこの段階で成立した。

### [高等教育拡大の影響]

学術審議会の答申にせよ、大学行政と学術行政の分離にせよ、昭和40年代の高等教育の急速な拡大と密接な関係を持っている。昭和46年の中央教育審議会のいわゆる46答申は高等教育の拡大に直面する中で、将来の大学のあり方について斬新な構想を提唱した。大学の拡大は大学で行われている学術研究にも大きな影響を与えることになる。昭和48年の学術審議会の基本答申はそのような背景の中で作成されたもので、46答申の影響が少なからず見られる。

46答申にせよ学術審議会の第3次答申にせよ、学術政策にとってもっとも重要な内容は、高等教育の拡大に追われて後手にまわった研究機能の充実のための施策を模索したこと、その結果、従来表裏一体であった高等教育機能と研究機能の分離を提言したことである。これらの答申は直接には人文・社会科学分野の学術政策を扱ったものではないが、人文・社会科学分野の学術研究に対して多大な影響を及ぼすものである。この点に関しては後述する。

### (6) 人文・社会科学政策模索期（昭和52年～）

#### [O E C D 報告]

人文・社会科学分野の学術振興が学術政策上の課題として真に認識されたのは、昭和52年以来のことである。

O E C Dは日本の社会科学政策に関する調査を実施し、昭和52年に報告書を発表した。O E C Dの報告書は、我が国でも社会科学政策を樹立するべき時期が来ているとし、施策の方向を提案している。ここで社会科学政策というのは、必ずしも狭い意味での社会科学分野に限ったものではなく、心理学、教育学の一部などの人文科学を含むものである。こ

の報告書が発表されたのを契機に、我が国では人文・社会科学分野の学術振興に対する関心が急速に高まった。これ以降、政策的な課題として人文・社会科学分野の学術振興が、学術審議会などの場で扱われるようになったのである。

#### [学術審議会]

昭和57年に発表された「学術研究体制の改善のための基本的施策について（第1次審議とりまとめ）」においては審議会の報告としては、はじめて人文・社会科学分野の学術振興が独立の項目として取上げられた。人文・社会科学研究の現状の問題点を分析した箇所ではOECD報告にも言及している。今後とるべき振興方策として、科学研究費によるプロジェクト研究・共同研究の推進、研究者交流の場としての高等学術研究所や大学・学術会館の構想、研究資料センターの整備などが指摘されている。この指摘を受け、昭和57年より科学研究費補助金の配分方針を改正し、人文・社会科学分野の採択率を高める措置が図られた。

なお、ここで示されている振興方策は、基本的には昭和48年の学術研究体制特別委員会の報告「大学における学術研究体制の整備について」の参考資料で示された内容（前述）とほとんど同じである。さらには、日本学術会議の昭和36年の勧告「人文・社会科学の振興について」において示された振興方策ともほとんど同じである。

昭和59年には「学術研究体制の改善のための基本的施策について」の最終答申が発表された。ここでも人文・社会科学分野の学術振興が独立の項目として取上げられている。しかし、OECD報告に対する言及がなくなったほか、高等学術研究所の表現がなくなっている。また、第1次審議とりまとめでは大学・学術会館について「現在、人的交流の中核として計画されている…」と言及されていたが、この表現がなくなり、計画が後退したことが察せられる。大学・学術会館については現在まで実現していない。このように人文・社会科学分野の学術振興については、独立の項目として検討されてはいるが、2年間に構想が後退した感が免れない。

昭和59年の答申において指摘された事項も、その後ほとんど実現されることなく、次の基本答申がまもなくとりまとめられようとしている。結局、昭和52年のOECD報告以来、人文・社会科学分野の学術振興に関して検討は加えられたが、提案されるアイディアは30年間同工異曲で、しかもほとんど何も実行に移されてこなかったのである。このことは、必ずしも審議の怠慢ではなく、人文・社会科学分野の学術政策の困難さを示しているように思われる。

こうして、人文・社会科学分野の学術政策は既存の制度、政策の枠内で扱われる体制が今日にいたるまで続いているのである。

#### 1.2 個別施策の経過

我が国の学術政策固有の政策手段としては、1)科学研究費制度による研究助成、ならびに大学附置研究所、研究施設、大学共同利用機関などの、2)研究組織の設置、の2施策が主要なものである。以下ではこの2つの施策において人文・社会科学分野の学術振興がどのように位置付けられてきたかを概観する。

##### (1) 科学研究費補助金政策

すでに述べたように、人文・社会科学分野に限った科学研究費制度としては、昭和21年

に創設された人文科学助成金のみであり、それ以外は科学研究費制度の一般的枠組みの中で人文・社会科学分野の研究助成が行われてきた。

科学研究費補助金制度は、昭和33年までに制度が確立された。昭和38年に制度の充実が図られ、昭和43年の改革により、今日の科学研究費補助金制度の原型が整った。

その後、昭和52年に特別研究促進費が追加されたが、これは政策的観点から弾力的に科学研究費を運用するためのものである。金額はわずかであるが、科学研究費の政策的運用を可能にしたという意味では画期的なことである。なお、昭和56年には民間学術研究機関を対象とした特定奨励費の枠も設定された。

昭和57年には、前述の学術審議会の第1次審議とりまとめの提言に基づき、総合研究（B）、一般研究（C）において人文・社会科学分野の研究振興に配慮することが配分方針、審査方針に明記され、人文・社会科学分野の科学研究費採択率を高めることになった。しかし、実際の配分結果をみると必ずしも顕著な変化はみられない。

表1. 科学研究費における人文・社会科学の採択率の推移

年	全分野			人文系							
	申請 件数 A	採択 件数 B	採択率 (%) C=B/A	申請		採択		採択率 (%) F=E/D	F/C		
				件数 D	D/A	件数 E	E/B				
1980	38622	9153	23.7	4083	10.6	1101	12.0	27.0	1.14		
81	39700	9131	23.0	4256	10.7	1147	12.6	27.0	1.17		
82	42137	10112	24.0	4529	10.7	1151	11.4	25.4	1.06		
83	44538	10679	24.0	4756	10.7	1288	12.1	27.1	1.13		
84	48184	10509	21.8	5001	10.4	1338	12.7	26.8	1.23		
1985	49223	11244	22.8	5197	10.6	1399	12.4	26.9	1.18		
86	49763	11388	22.9	5137	10.3	1394	12.2	27.1	1.19		
87	51632	11691	22.6	5550	10.7	1495	12.8	26.9	1.19		
88	53027	12248	23.1	5902	11.1	1601	13.1	27.1	1.17		
89	55150	12637	22.9	6397	11.6	1703	13.5	26.6	1.16		
1990	57107	13698	24.0	6559	11.5	1884	13.8	28.7	1.20		
91	57771	13431	23.2	6579	11.4	1737	12.9	26.4	1.14		

データ：文部省科学研究費補助金採択課題・公募審査要覧（各年度）

表1は、昭和55年以降の人文系の採択率の推移を示したものである。表の数値は特別推進研究、がん特別研究、重点領域研究、総合研究、一般研究、奨励研究、試験研究、国際学術研究（平成3年度現在の種目）について整理したものである。これを見ると、採択率に関しては昭和57（1982）年には、かえって落込んでいる。全申請件数に占める人文系のシェアは昭和57年以降増加し、昭和63年以降11%台に乗せている。したがって、採択率でみた場合には顕著な変化はみられないものの、申請を増加させる効果は若干あったとみられる。

なお、現実的には交付内定後の辞退などの搅乱要因が働くので、当初配分における配慮が最終的な数値にそのまま現われるわけではない。そのため、このような統計では厳密な評価は困難である。しかし、いずれにしても、人文・社会科学分野の採択率が自然科学系分野より3～4パーセント・ポイント高いだけであり、また全申請に占めるシェアも11%

前後にすぎないという状況は昭和57年以前から続く傾向であり、際立って人文・社会科学分野に有利になったというわけではない。

なお、民間等からの研究資金導入・協力制度としては、民間企業等との共同研究制度、受託研究制度、受託研究員制度、奨学寄附金などがあるが、ほとんどは自然科学系分野で利用されてきた。しかし、従来理工系に限られていた受託研究員の受け入れが、平成元年度以降、人文・社会系を含む全分野に拡大した。現状では、人文・社会科学分野の民間等との協力、資金導入はほとんどないと思われるが、制度上人文・社会科学系は他の分野と同列に並んだことになる。

## (2) 研究所設置政策

研究所設置政策は、附置研究所や研究施設の設置、共同利用の附置研究所の設置、大学共同利用機関（国立大学共同利用機関）の設置、全国共同利用施設の設置という順番で推移してきた（表2参照）。

表2. 人文・社会科学系分野の研究所の設立

区分	大学	研究組織等の名称	当該区分での設立年	備考
附置研究所	京都大学	人文科学研究所	昭和14年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦前は人文・社会科学系の附置研究所は少なかった</li> <li>・附置研究所設置は富山大学和漢薬研究所(49年)が最後</li> <li>・平成2年度現在、人文・社会科学系は63研究所中、10研究所（共同利用を含む）</li> </ul>
	東京大学	東洋文化研究所	昭和16年	
		社会科学研究所	昭和21年	
		新聞研究所	昭和24年	
	一橋大学	経済研究所	昭和24年	
	神戸大学	経済経営研究所	昭和24年	
	東京大学	史料編さん所	昭和25年	
	京都大学	経済研究所	昭和37年	
	東京外国语大学	アジア・アフリカ言語文化研究所	昭和39年	
共同利用の附置研究所	大阪大学	社会経済研究所	昭和41年	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和28年の基礎物理学研究所がはじめ。人文・社会科学系は14研究所中、1研究所。</li> </ul>
	東京外国语大学	アジア・アフリカ言語文化研究所（再掲）	昭和39年	
大学共同利用機関	国文学研究資料館		昭和47年	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和46年の高エネルギー物理学研究所から。</li> <li>人文・社会科学系は15機関中、4機関。</li> </ul>
	国立民族博物館		昭和49年	
	国立歴史民俗博物館		昭和56年	
	国際日本文化研究センター		昭和62年	
全国共同利用施設	北海道大学	スラブ研究センター	平成2年	人文・社会科学系は17施設中1施設。

まず、戦後の国立大学設置に伴い、大学附置の研究所が発足した。ただし、旧帝国大学の場合にはそれ戦前から附置研究所があった。昭和24年の新制大学発足によって、人文・社会科学分野の附置研究所は全国で6機関になった。その後、昭和25年に1機関、昭和37

年に1機関設置され、昭和39年には人文・社会科学分野では初の共同利用の附置研究所として、東京外国语大学にアジア・アフリカ言語文化研究所が設立された。昭和41年には再び附置研究所が1機関設立されたが、これを最後に人文・社会科学分野の附置研究所の設立は行われていない。現在、人文・社会科学分野の附置研究所は全分野で63機関のうち10機関を占めている。

文部省は、昭和28年から附置研究所の共同利用化を進めたが、人文・社会科学分野では1機関のみにとどまっている。また、附置研究所設置施策は昭和49年を最後に終わり、その後は共同利用機関を大学から独立に設置する施策に転じている。

大学共同利用機関（当初は国立大学共同利用機関）は昭和46年に高エネルギー物理学研究所を設置したのを初めに、人文・社会科学分野では4機関が設置されている。大学共同利用機関は全部で15機関であるので、人文・社会科学分野の4機関は決して少ない数ではない。

また文部省では各大学の研究施設の共同利用化を進め、人文・社会科学分野でも平成2年度に1施設が全国共同利用施設となった。

人文・社会科学分野の研究所設置政策の経過の中で注目されるのは、特定領域の振興を目的としない高等学術研究所構想の後退である。人文・社会科学分野の学術振興を除外した形になった科学技術会議第1号答申を受けて、日本学術会議が人文・社会科学分野の学術振興を検討した結果、昭和36年に「人文・社会科学の振興について」を勧告したが、この中ですでに高等学術研究所の設立について触れられている（勧告では総合研究施設という名称で扱われている）。

その後、学術審議会第3次答申を前に取りまとめられた同審議会学術体制特別委員会の報告「大学における学術研究体制の整備について」（昭和48年7月）の参考資料に人文・社会系の振興方策として、研究者相互の交流の場としての研究所の設立を提唱し、その中で諸外国の高等研究所を例として掲げている。ただし、すでに述べたように、本答申では人文・社会科学分野の振興施策については触れられていない。

その後O E C Dの報告書でも社会科学研究所設立を勧告されたのを経て、昭和57年の学術審議会第1次審議取りまとめ「学術研究体制の改善のための基本的施策について」において、研究者交流の場としての高等学術研究所が提案されている。しかし、昭和59年の本答申では、高等学術研究所に関する記述はなくなっている。

## 2. 人文・社会科学分野の学術政策の影響と意味

本節では、戦後の学術政策が人文・社会科学の学術振興にどのような影響を及ぼしたかを吟味し、その意味付けを行う。

### 2.1 研究機能の大学への囲込みと研究機能分離への動き

学術政策の歴史を振り返ってみると、そこに一定の流れがあることがわかる。すなわち、新制大学発足当初、研究機能を大学の中に囲んでいたが、次第に研究機能を教育機能から切り離し、あるいは大学から研究機能を分離する方向へと進んできたのである。

#### (1) 研究機能の大学への囲込み

第2次大戦敗戦直後には、文部省直轄研究所のいくつかが廃止された。その中には民族

研究所も含まれている。また、戦中に改組された国民精神文化研究所は、戦争協力のための研究機関であり、その後継機関は敗戦によって廃止されている。このように、人文・社会科学分野に関連する大学から独立した研究機関は、敗戦によってすべて断絶することになった。なお、自然科学系では統計数理研究所など一部の研究所が存続している。戦後にいち早く設立された社会科学研究所は、独立の研究所としてではなく、東京大学に附置されたのである。

一方、大学附置の研究所は、京都大学人文科学研究所、東京大学東洋文化研究所が戦後も存続し、その他の大学附属研究所も、戦争協力的な名称の組織の改称などはあった（例えば、昭和15年設立の東京商科大学東亜経済研究所を経済研究所と改称）が、そのまま存続したものが多い。その後、新制大学が発足し、これらの研究所は大学附置研究所に移行した。行政機構の上でも、大学学術局が発足し、高等教育と研究は一元的に所掌されることになった。この結果、とりわけ人文・社会科学分野においては、その研究機能を大学に頼らざるをえない状況を生じた。

ここで、問題とすべき点は、1)研究機能の大学への囲込みが唯一の選択肢であったのか、もし選択の余地があるとすれば、2)なぜ大学に研究機能を囲込んだのか、の2点である。

第1の点については、例えばドイツのマックス・プランク協会や、フランスのC N R Sのように、大学の外に研究組織を設置する可能性もあったはずである。両研究組織群は、その当時すでに存在しており、それを範として新しい研究組織を設置する可能性はあったと思われる。マックス・プランクやC N R Sは、自然科学系だけでなく人文・社会科学分野の研究所もその配下に持つており、もし、これらを範としていれば、人文・社会科学分野の研究所もその中に設置することが可能であったと考えられる。しかし、現実はそのような方向には進まなかった。そこで第2の、なぜ研究機能を大学に囲込む方向を選択したかという問題に直面する。

人文科学委員会の発足にあたって、文部大臣田中耕太郎が挨拶を行った。その内容が、人文委員会の機関誌「人文」の創刊号に掲載されている。その資料からは、戦争中に国策の一貫として、学問を奨励し、官製の理論を構築しようと研究所を運営してきたこと、その影響が強く現われたのが人文・社会科学分野の学術研究であったこと、などを反省し、文部省が直轄の研究機関を置くことを放棄するにいたった旨、文部大臣が述べたことが理解できる。若干長くなるが、関連する部分を引用しておく。

わが日本における過去の文化政策を反省するに、科学、技術、教育、宗教等を含む文化は、すべてその時々の国策の手段に供せられ、真理の探求自身が目的となっていたいなかった。文化はそれ自身として尊重せられず、国家はひたすらそれを卑近な功利的動機から利用しようと努めていた。……かくの如き文化政策は、特に科学行政において現されていた。政府は、甚だ近視眼的にその時々の国策に役立つように見える科学のみを奨励し、または科学の研究の方法制度等を自己が捻出した一種のイデオロギーによって方向づけようとした。……学問が本来学者の独創的な個人的活動の成果であることを無視して、自己が研究機関を設けて官製的な理論を築き上げようと努めた。……かような科学政策によって、最も大きな被害を受けたのは、人文科学であった。

……終戦後、文部省は、日本諸学振興委員会や国民精神文化研究所を設立した時の官僚

主義的態度を徹底的に清算し、学問の研究を自ら行ったり、指導するような仕方を完全に放棄している。我々は国が研究所を自ら経営することが、如何に有害無益であるかを痛感したのである。

しかしながら、人文科学の振興自体が、日本が文化国家として再発足しようとしている今日如何に重要であるかは、特に強調するを要しない。……たゞその振興に関し、政府が如何なる態度をとるべきかについては、細心の注意を要するのである。

一言にしていえば、文部省はこれに関し一この点は教育に関しても大体において妥当するのであるが一干渉や監督の立場を去り、完全に専門学者の自発的自主的研究に委せる態度をとるべきものと考える。けだし、学問的研究は、政治や行政の圈外にある純粹に個人的天才と努力の成果であるからである。文部省は自己の任務を単なる世話役、連絡係の意味における保護者、補助者のそれに限局しなければならないのである。（田中耕太郎「人文科学の振興について」昭和21年9月18日・人文科学委員会第1回総会における文部大臣挨拶要旨、『人文』創刊号昭和22年3月）

このように研究機能を大学に囲込んだことは偶然ではなく、当時の状況を鑑みれば必然的な帰結だったのである。

## (2) 研究所共同利用化への動き

しかし、研究機能を完全に大学の中に囲込み、教育機能と不可分な形で維持することは結局できなかったのである。

学校教育法では、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする」

（学校教育法52条）とされ、大学は教育機能と研究機能を併せ持つことが定められた。しかし、新制大学の発足により、高等教育は著しく拡大した。建前はともかく、急増した国立大学のすべてで、一定水準の研究活動を遂行せることは、財源の上からも困難なことであった。このため、新制大学発足当時から、学問の水準低下が危惧されていた。昭和27年当時に文部省が取りまとめた冊子の中でも、このことが指摘されている。

まず、戦後の教育改革によって発足した70余の国立大学の使命について再考されることが必要であろう。大学の数が、旧来に比し、これだけ飛躍的に増加されたことは、高等教育の普及の上からいって慶賀すべきことであるが、他面、それ自体、大学に負わされた使命が重大な変化を受けたことの何よりの証拠である。この多くの国立大学が、齊しく、旧来の大学のごとく、「学のうん奥をきわめる」ことを目標とすべきか、あるいは、むしろ、実際的指導者の養成を目指すものも、あってよいのではないかは、国立大学の繁栄のために、厳しく検討せられるべき問題の一つであろう。そして、この性格づけの上にたって、適正な経費の配分が行われなければ、財政面から見ただけでも、国立大学全体の学的水準の低下はまぬかれ難く、ひいてはわが国の学術文化に重大な危険を招く恐れがあると考えられる。（「大学の性格づけ」『学術研究の背景』、pp119、昭和28年7月）

新制大学発足に伴う教育機能の普及・拡大と研究機能分散・低下との矛盾に対しては、まず、大学内部での教育機能と研究機能の分離によって対処されたとみることができる。新制大学設立当時の附置研究所や研究施設の設置は、以前からの体制を引継ぐものではあるが、個々の大学内で研究機能を集中させるための枠組みでもあった。

昭和28年以降、大学附置研究所の共同利用化が進められたが、これは大学の枠を越えて研究機能を集中するための枠組みである。これにより、教育機能と研究機能とは別々の広がりを持つことになった。

このような研究機能の大学からの分離の動きは、昭和46年以降大学共同利用機関が設置されたことで、制度的にも明確になった。学術審議会第3次答申でも共同利用機関の整備が提案されており、それが順次具体化し、さまざまな大学共同利用機関が設置された。大学共同利用機関の場合には、教育機能が欠けた組織であり、明確に教育機能と研究機能が分離している。いわば研究機能が大学から独立したものであると解釈することができる。

大学共同利用機関は、その名称をみてもわかるように、あくまでも大学の研究活動の延長上にある。大学共同利用機関は、大学に準ずる組織であり、予算上も国立学校特別会計に組込まれている。しかし、岡崎共同研究機構の設置にあたっては、C N R S のケースが参照されたようであり、このことをみても、実質的には、終戦直後に放棄した大学とは別の研究組織（群）への回帰であると見做しうる。

諸外国の場合には、このような研究組織はアカデミックな研究機関として大学とは別に位置付けられているが、我が国の場合には、制度上はあくまで大学に準ずるものとして扱われている。このような違いは、我が国の場合、大学から独立の研究組織を設置することを一度は放棄し、その後の必要性から、大学から分離する形で共同利用の研究組織が設置されたという経緯によるものである。

その後、総合研究大学院大学の設置により、状況に若干の変化が生じている。総合研究大学院大学は、制度上は独立の大学院大学であるが、実質的には大学共同利用機関が教育機能を組込んだものである。

なお、大学共同利用機関の設置が本格化してからは、附置研究所の設置は行われなくなった。また近年は、研究施設の全国共同利用施設化が進められている。これは、当初大型計算機センターの全国共同利用が実施されていたがその後、それ以外の教育・研究分野でも共同利用化が進められたものである。これもやはり、研究機能を大学から分離する動きを継承するものとなっている。

### (3) 科学研究費の大学からの分離

研究機能の大学からの分離は、研究所の設置だけではなく、科学研究費補助金制度においてもみられる。

科学研究費は、大学の枠を越えて審査、配分されるものであり、いわば学界の論理で動くものである。その意味では、科学研究費制度は初めから教育機能とは分離されているといえる。昭和24年には、科学研究費交付金に総合研究が創設され、複数大学をまたがる研究グループに対する研究助成が本格的に行われるようになったが、これにより新制大学発足当初から、研究活動は大学の枠を越えたものとしてスタートすることになった。しかし、昭和25年に創設された機関研究は、大学内で優先順位を付けることになっており、内容的には、設備中心であり、今日の概算要求とほとんど変わらないものであった。機関研究にお

いては、大学の関与が可能であり、その分野の論理は制限されることになる。

しかし、昭和43年の科学研究費制度の改革により、機関研究が廃止され、科学研究費の審査、配分は完全に大学から切り離されることになった。

また、科学研究費が大学から切り離されていく傾向は、一般研究のような同一大学（研究機関）内の研究者による研究に対する研究助成の重要性の相対的低下にも現われている。近年科学研究費総額が増加傾向にあるが、その多くは複数大学をまたがる研究グループの企画的共同研究に対して助成されている。平成2年度の場合、科学研究費総額558億円のうち、一般研究は172億円である。総額は10年前の1.7倍に増加したのに対し、一般研究はこの間1.3倍の増加にとどまっている。なお、重点領域研究143億円、特別推進研究23億円、がん特別研究21億円、総合研究27億円となっている。

このような大学を越えた企画的共同研究は、学術審議会第3次答申などで取上げられた「見えない研究所」の構想を継承するものである。

#### (4) 人文・社会科学分野への影響

以上のような研究機能の大学への囲込みとその後の研究機能の大学からの分離は、人文・社会科学分野の学術振興にとってどのような意味を持つのであろうか。

附置研究所においては10/64（約16%）が、共同利用の附置研究所においては1/14（約7%）、大学共同利用機関においては4/15（約27%）、全国共同利用施設では1/17（約6%）が人文・社会科学分野の研究組織である。

また、科学研究費のうち分科細目を付けて申請する種目の申請状況をみると、文学、法学、経済学の合計申請件数は約4200件であり、これは広領域を除く申請の約8%に相当する（平成2年度、詳しくは後述）。

一方、研究者・研究課題総覧（1990年版）によれば、昭和63年現在、大学等の研究者のうち文学32675人、法学3679人、経済学7107人でこれらの合計43461人は、全研究者の約33%に相当する。

また大学の外に研究組織をおいたフランスの場合、CNRSでは人文・社会科学分野が Sciences de l'Homme et de la Societe として位置付けられ、1989年10月現在、1377の研究ユニットのうち442（約30%）を占めている（Indicateurs de Politique Scientifique No.1, Unite d'Indicateurs de Politique Scientifique-CNRS, 1989）。CNRSは、研究所と科学研究費（とくに「見えない研究所」）の中間に位置付けられるべき研究振興施策である。

これらの数値をみても、人文・社会科学分野に対する振興施策は全体の3割程度が向かってよいのではないかと思われる。

このようなことから、単純な比較はできないが、大学共同利用機関を除き、人数比で3分の1を占める人文・社会科学分野に対する振興施策の配分としては、いずれの事項もかなり低い割合にとどまっているといわざるをえない。ひとたび大学に囲まれた研究機能が、大学から分離していく過程で、人文・社会科学分野は取り残されたのである。

#### 2.2 高等教育拡大の研究機能に対する影響

新制大学発足に伴う教育機能の急激な普及・拡大が研究機能の分散・低下をもたらしたことはすでに述べたが、昭和40年代の高等教育拡大期にも同様の問題が生じ、研究機能分

離の契機となった。

昭和40年代には、ベビーブーム世代の大学進学に伴い高等教育に対する社会的需要が著しく拡大した。その結果、高等教育は著しい量的拡大をし、進学率も急増したが、このような変化は教育上の必要によるものであり、学術研究振興とは全く関係のない局面で生じたものである。大学が教育のみならず研究機能も持つ以上、高等教育の拡大は、研究機能の分散をもたらす。その結果、高等教育拡大の論理は学術研究活動振興の論理と衝突することになる。昭和46年の中央教育審議会答申、昭和48年の学術審議会第3次答申のいずれもが、このような高等教育拡大の影響を強く受けている。

#### (1) 46答申における研究機能分離への提言

46答申では、高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請について次のように問題を分析している。

…学術の進歩はめざましく、その第一線の研究を推進する仕事は、とうてい多数の学生に対する教育を担当しながら並行的に行なえるものではなくなっている。また、大学院の段階においては、つねに若い創造力をもつ者が研究を継承発展させながら、すぐれた教育・研究者として育成されることが強く要請されている。

このような教育と研究に関する相異なった要請に対して、教育と研究を不可分としてきた伝統的な大学の考え方だけで対応しようとするることは、教育面でも研究面でも不徹底なものとならざるをえない。教育機関の目的・性格でも、またその内部組織でも、教育と研究に関する要請に応じた適当な役割の分担と機能の分化が必要となる。（『今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的な施策について』中央教育審議会答申・昭和46年、第1編 学校教育の改革における基本構想、第3章 高等教育の改革に関する基本的構想、第1 高等教育改革の中心的な課題）

後段で、教育と研究を不可分としてきた伝統的な大学の考え方だけでは対応できないとし、機能分化を真正面から取上げていることが注目される。答申では、続いて高等教育機関を5種に分ける構想を示し、その中で第4種、第5種の高等教育機関として「大学院」、「研究院」を提案している。それ以外の高等教育機関が教育機能中心であるのに対し、これらは教育機関であると同時に研究機関としても位置付けられている。「大学院」、「研究院」に関しては組織編制上も、教育組織と研究組織を分けることが提案されている。しかし、これは教員を教育担当、研究担当に2分する趣旨ではなく、教育、研究のそれぞれが必要な人員、予算を確保するための方策とされている。

#### (2) 学術審議会第3次答申の議論

46答申で打出された教育機能と研究機能の分離問題は、学術審議会第3次答申において一層明確に議論されている。

学術審議会答申は、背景となる学術研究をめぐる一般的な状況として、1)学問の体系の流動化、2)独創性への期待、3)大学の大衆化、4)研究手段、方法の高度化と費用の著しい拡大、5)国際的な研究協力の必要、6)情報の大量化に伴う精選された情報の入手と提供の必要、の6点をあげている。このうち、3)の大学の大衆化を除く5項目はいずれも研究活動の内在的問題であるのに対し、大学の大衆化だけは、外的な要因に対する言及となつていて

る。学術審議会答申では、大学の大衆化について以下のように認識している。

戦後の日本においては、大学の大衆化が急速に進み、今日では同一年齢に対する大学生の比率は昭和初年の旧制中学校の生徒の比率よりも高いという状況である。このすう勢は更に進むことが予想されている。また、戦後の新しい制度による大学院学生の数も最近では、かなりの数にのぼるようになった。このような大学の大衆化に伴って、社会における大学の位置付け、さらには大学における教育と研究の位置付けは、戦前に比べて大きな変化をみせていることは争えない。こうした現実の中で大学が学術研究の中心としての役割を全うするためには、明らかに制度面での工夫が必要である。（『学術振興に関する当面の基本的な施策について』学術審議会第3次答申・昭和48年10月31日、I 学術研究をめぐる一般的動向と学術振興の基本的考え方、2. 学術研究をめぐる一般的状況）

このような問題に対処する上で、従来の学部組織は「伝統的に確立した学問の系列ないし分科体系に即して、講座（学科目）を基盤として構成されており、学生の教育を担当する役割からも、比較的安定した性格をもってきたが研究組織としては流動性に欠けるところがあり、また研究と教育の二つの機能の調整や学部の枠をこえた幅広い教育の実施などの点に問題がある」と指摘し、新たに「ファカルティ」という組織形態を提唱している。「ファカルティ」の導入による教育機能と研究機能の分離について、以下のような構想を示している。

教員の組織は、いわば「教員を容れる器」として、学問の体系がその発展に応じておのずからに持つ分科体系に即して便宜上分けられた構成体とすることが望ましい。

このような「教員を容れる器」を便宜上「ファカルティ」と呼ぶとすれば、「ファカルティ」は、学問の分科体系の発展に対応した教員組織の単位であり、そこには同一専門分野の教員が集って、自由な創意に富む発想をいかしつつ、その分野の研究に専念する。

一方、教育機構は、いわば「学生を容れる器」として大学が全体としてこれに当たることとする。教育機構は、一種の管理組織であって、学生の履修進学から健康管理に至るまで、全学的な規模で統一的に企画し実行に移す役割をもつ。すべての教員は「ファカルティ」において研究の任務を遂行するとともに、全学的教育機構において、それぞれの専門分野に関する教育を担当する責務を負う。…（『学術振興に関する当面の基本的な施策について』学術審議会第3次答申・昭和48年10月31日、II 基本的施策の提案、1. 研究組織の体系の整備と改革、(3)研究所、研究施設の性格と位置付け）

このような構想は、米国の研究大学の体制に比較的よく似たものである。我が国でも、昭和38年に産業計画会議が類似の構想を発表している（産業計画会議編『才能開放への道』平凡社・昭和38年）。

### (3) 教育機能・研究機能分離への部分的動き

しかし、中教審46答申にせよ、学術審議会第3次答申にせよ、そこで示された教育機能と研究機能の組織的分離の構想は基本的には実現されなかった。唯一の例外が筑波大学（昭和48年設置、昭和49年学生受入れ開始）に導入された学系・学群制である。また、研

究所を母体とした独立研究科の設置（東京工業大学総合理工学研究科・昭和50年設置）は、部分的に構想を実現したものとみなせよう。さらに、大学共同利用機関と総合研究大学院大学（昭和63年設置、平成元年学生受入れ開始）との関係も、結果的には教育機能と研究機能を分離した形態になっている。こうした一部の例外的な試行例はあったものの、答申が提案した構想は既存の大学には全く受け入れられなかったというのが現実である。

なお、東京大学で導入されつつある「学院」構想は、大学院と学部との関係の見直しが契機になっているものの、学部と学院の対応関係は上記の答申が構想したものに類似している。昨今の理工系分野の大学院の拡大は、再び学部を中心とした教育機能と大学院教育を含む研究機能の分離問題の契機となりつつある。

#### (4) 高等教育拡大の人文・社会科学分野への影響

以上のように、高等教育拡大による研究機能の低下に対するために、教育機能と研究機能の分離が構想されたが、結局ほとんど実現しないまま今日にいたっている。そうしたことが人文・社会科学分野の学術振興にどのような影響を及ぼしたかを検証する。

このことを検討する上で、昭和40年代の高等教育拡大が私立大学や短期大学を中心に進んだこと、とくに人文科学分野の研究者は一般教育担当になることが多かったこと、の2点が重要である。

表3. 人文・社会科学研究者の年齢別、所属機関別分布（昭和61年）

年齢区分	(%)											
	人文科学			社会科学			工学（参考）					
	大学	短期	計	大学	短期	計	大学	短期	計	大学	短期	計
国立	公私立	大学	計	国立	公私立	大学	国立	公私立	大学	国立	公私立	大学
～34歳	3.9	4.5	2.7	11.2	4.9	5.6	1.5	12.0	10.5	4.0	0.7	15.2
35～49歳	12.5	21.6	8.0	42.2	11.4	26.5	5.7	43.6	29.4	18.3	2.3	49.9
50歳～	9.5	27.9	9.3	46.7	8.4	30.1	5.9	44.4	16.3	16.6	2.0	34.9
計	25.9	54.0	20.0	100.	24.8	62.1	13.1	100.	56.2	38.9	4.9	100.

データ：学校教員統計調査（昭和61年）

表3には、人文科学、社会科学分野の教員の所属組織別（国立大学、公私立大学、短大別）、年齢別の分布を示した（学校教員統計調査昭和61年度に基づく、高等専門学校の所属は少ないので省いた）。比較対照のために工学についても示した。これをみると、工学では国立に56%の研究者が集中しているのに対して、人文科学では国立はわずかに26%、公私立が54%、短大が20%となっている。社会科学の場合には公私立大学に62%が集中している。

高等教育拡大に伴う研究機能分散、低下に対する措置はとられないままであり、公私立大学や短大では、現実問題として教育に重点がおかれており、昭和40年代の私立大学、短期大学を中心とする高等教育の拡大の結果、人文・社会科学分野の研究者のはほとんどが公私立大学や短期大学に所属することになり、人文・社会科学分野の研究活動が、研究機能の相対的に弱い私立大学や短期大学に依存することを決定的にしたのである。

また、年齢分布を加味してみると、工学分野では国立の若手（35歳未満）が全工学研究者の1割を占める、研究活動の中核を担っているのに対し、人文・社会科学分野では、国立大学の若手は4、5%に過ぎない。逆に、公私立大学、短大の50歳以上の研究者が全研究者の35%以上を占めており、研究活動の活力、若手研究者の育成の点で問題がある。

さらに、人文科学研究者は、語学教育担当、人文・社会科学分野の一般教育科目担当などとして配置されることが多い。例えば、全国で英語・英文学の研究者は約5800人、哲学（宗教学、倫理学を含む、美学を除く）の研究者は約2700人いるが、専門の学科や講座がそれほど多いわけではなく、そのほとんどが一般教育等の担当であると推測される。一般教育担当であっても、たまたまそのような就職をしたというだけであり、人文・社会科学分野の研究者であることには変りがないのであるが、一般教育担当者の活動は教育が中心になりがちであり、研究条件はよくないことが多い。高等教育の拡大は、人文・社会科学分野の研究活動を一般教育担当者にも依存する状態をもたらした。

なお、平成3年7月の大学設置基準の改訂に伴い、一般教育の区分が廃止された。このことは一般教育の廃止を意味するものではないが、多くの大学で一般教育科目の縮小、一般教育担当部門の廃止などが検討されている。多くの場合、一般教育担当者のポストは他の部門、担当に振替えられるので、短期的に人文・社会科学研究者が減少するということはないと考えられるが、長期的には人文・社会科学分野の若手研究者の就職機会が狭まるであろうと推測される。

以上のように、高等教育の拡大にともなう研究機能の分散化に対する対応がないまま推移したことは、とりわけ人文・社会科学の研究機能の分散、研究条件の相対的悪化に多大な影響を与えたと思われる。こうした状況は、改善されていない上に、大学設置基準の改訂により、いずれは研究機能の分散から研究機能の縮小へと向かう可能性もある。

### 2.3 人文・社会科学分野の研究活動の大学への囲込み

人文・社会科学分野の学術政策の研究活動への影響を考える上で、理工系分野との相対的関係にも注目する必要がある。そのような観点から重要なことは、文部省、学術審議会と科学技術庁、科学技術会議とのあいだでの所掌の調整の問題である。

すでに述べたように、科学技術庁の設置にあたっては、人文科学（社会科学を含む）のみに関わる事項、大学で行なわれる研究のみに関わる事項についてはその所掌とはしないことが、また科学技術会議の設置にあたっては、やはり人文科学のみに関わる事項についてはその所掌としないことが定められた。その後、科学技術基本法制定問題をめぐって、人文・社会科学の研究活動の扱いが問題となつたが、法案の廃案とともに立消えになつた形になつたままであり、その結果、人文・社会科学分野の学術政策は文部省のみが関与するところとなつた。

一方、理工系を含む自然科学分野に関しては、他省庁の関与が実質的に認められることになり、その結果、科学技術庁や通産省を中心に、民間における研究開発活動への公的支援制度が定着することになった。これが、高度経済成長の時期、あるいは高等教育拡大期と重なつたことは、重要な意味を持つ。

理工系分野の民間研究開発においては、技術導入や研究開発に公的支援が講じられてきた。その結果、高度経済成長期を経て、我が国産業の研究開発水準は、世界の一級の水準に到達し、貿易摩擦やハイテク摩擦を引起すまでになつた。また、近年は企業も基礎的な研究活動に乗り出しているほか、公的支援も汎用基盤技術などと呼ばれる基礎的な研究領域にシフトしてきている。

一方、大学はその当時から高等教育の拡大局面に突入し、上述のように、教育の拡大の

一方で研究機能の充実に手が付けられないまま推移した。その結果、理工系分野においてすら、研究活動における大学の地位の低下が問題視されるにいたったのである。結果的には、理工系分野の研究活動の中心は産業界に移動し、産業界で大きく発展したと見てよいであろう。

このような動きの中で、人文・社会科学分野の学術振興の対象は、一部の学術研究財団を除けば、大学の範囲に限定されることが決定付けられた。その結果、大学の外側に人文・社会科学分野の研究活動に携わる組織を育成できず、こうした活動を公的に支援することもできなかった可能性がある。シンクタンクは、ある意味では社会科学分野の研究機関と見なせるが、我が国ではシンクタンクが十分に発展したと見られてはいない。また、近年は銀行や証券、保険会社に調査部門が設置され、調査活動を行っているが、（個人の資質はともあれ）研究組織として位置づけられるような性質のものではない。

このように、人文・社会科学分野においては、終戦後に大学から独立した研究組織を設置することを放棄し、高度経済成長期に民間における研究活動の振興を図る機会を逃し、結局、大学の枠の中だけに囲込んできたのである。文部省や大学の立場を離れ、我が国全体を視野に入れたとき、人文・社会科学分野の研究活動が置去りにされてきた感が免れない。

### 3. 今日の人文・社会科学分野の学術研究活動の問題

本節では、以上のような歴史的背景を持つ人文・社会科学分野の学術政策の今日における課題を抽出する。人文・社会科学分野の学術研究活動の問題点としては、個別的な事項よりも、学術研究活動と学術政策との両者を含むシステムの構造的問題が重要であると思われる。

#### 3.1 人文・社会科学分野の研究スタイル

##### (1) ピア・レビューの未確立

人文・社会科学分野では、自然科学分野に比べると圧倒的にピア・レビュー制度が未熟である。このことについては、学術審議会の答申等（昭和57年、59年）でも指摘されているが、日本学術会議が調査結果をまとめている。

日本学術会議が昭和62年に実施した「学術研究動向に関する調査（学術研究団体調査）」によると、第1部（文学）関係の学協会のうち、論文審査などの研究評価において、レフェリー制度を採用するもの62.3%，推薦方式22.5%，その他15.2%となっている。同様に、第2部（法学）では、レフェリー制度29.4%，推薦方式41.2%，その他29.4%，第3部（経済学）では、レフェリー制度39.5%，推薦方式34.2%，その他26.3%となっている。これに対し自然科学部門の平均は、レフェリー制度77.8%，推薦方式15.5%，その他6.7%である。

文学はややレフェリー制度を採用する学協会が多めであるが、法学、経済学分野は著しく少ない。レフェリー制度に代えて、研究発表者を学会の理事会、開催準備委員会等で決定する、編集委員会等で決定するなどの方法が採用されている。

このような状況にある原因は、人文・社会科学分野の場合には、学協会の規模が小さい（後述）ため、会員が少なく、会員内でレフェリーを求めることが困難であること、レフ

エリー制度の意義が理解されていないことなどに求められている。

また、比較的レフェリー制度の導入が進んでいる文学系の分野でも、同一分野の統一学会がないために、流派間、大学間で評価基準が異なるといった問題が指摘されている（以上、日本学術会議『日本の学術研究動向』日本学術協力財団・昭和63年）。

### (2) 研究成果の公開スタイル

学協会においてピア・レビューに基づく研究評価が存在しないとしたら、研究成果の評価はどのような場で行われるのであろうか。

その第1は出版社である。人文・社会科学分野の場合には自然科学系分野に比べ、専門書を通じて研究成果を公開することに重点が置かれている。専門書の出版は、研究者により構成される編集委員会が決定するような場合もあるが、多くは出版社の編集担当者が決定している。この場合には、研究成果に対する評価を、ピアたる同僚研究者ではなく、学界外部に委ねていることを意味する。これは、プロフェッショナル意識が確立していないことを意味するという厳しい見方もある。また、評価機会が平等に公開されていないという欠点もある。

第2の機会は、大学の紀要への執筆である。大学院生の場合には単独で執筆することはできない場合が多いが、指導教員との連名で執筆、掲載する機会がある場合が多い。この場合には、指導教員が実質的に評価しているとみなせる。教員の場合には、実質的な評価があるとは考えにくい。

これと類似のケースは、大学共同利用機関、附置研究所などの紀要類に論文を掲載するケースである。組織外部からの投稿に際しては内部で審査が行われることがあるが、これは客員研究員等の形で何らかの関係のある研究者に限定されるので、機会は開かれていない。

学協会における評価機会がないということは、若手（とくに大学院生）にとって評価のチャンスがないことを意味している。しかし、これに対しては、補償的な機会がいくつか用意されている。その1つが、編纂書執筆への参加である。ある研究者が編者となって専門書の刊行を企画する場合、若手研究者をメンバーに加えることがある。論文が掲載される場合にはその若手研究者は一定の評価を受けたとみなしうる。しかし、この場合も実質的には編者と同系列の若手研究者に機会が限定されることになる。

最後に、特殊ではあるが大学院生を中心とした同人誌的雑誌の存在が上げられる。学協会の学術雑誌への投稿が実質上制限されているために、若手研究者が自ら雑誌を発行するケースが見られる。先輩研究者がレフェリーを担うケースもみられる。しかし、このような雑誌も参加メンバーが限定されていること、流通範囲が必ずしも広くないことなどの点で問題がある。

このように学協会に評価機能がないことを補うさまざまな仕組が成立しているが、いずれも不十分な段階にとどまり、ピア・レビュー制度が確立しているとは言いがたい状況にある。この問題は、とくに若手研究者の育成の点で問題となる。

### (3) 著しい専門分化

人文・社会科学分野の学術研究のもう1つの問題点は、著しい専門分化である。一見、自然科学系分野の方が専門分化が著しいように思われるが、人文・社会科学分野でもそれに劣らず専門分化が進んでおり、見方によっては人文・社会科学分野の方が事態は深刻で

ある。

その1つの側面は、学協会の乱立に現われている。『全国学術研究団体総覧』（日本学術会議事務局監修・昭和63年）に収録されている学協会数は1236団体にのぼる（地域的な学会、大学関係学会を除く）が、そのうち人文科学分野は357（約29%）、法学・政治学は50、経済学71、計478（約39%）となっている。しかし、1学協会当りの個人会員数をみると、全分野平均が748人であるのに対し、人文科学147.8人、法学・政治学109.6人、経済学113.8人となっており、人文・社会科学分野では小規模な学協会が乱立していることが際立っている（ちなみに工学は、学協会数135、平均個人会員数2366.6人）。

その結果、ほとんど領域が重なるような学協会が複数存在するといったケースもみられる。このような状態になるのは、同じ問題領域に対する流派の違い、すなわちイデオロギー上の違い、研究スタイルの違い、歴史観などの違いなどによる。小規模の学協会が乱立しているために、論文審査制度が確立できない、学協会の財政基盤が弱い、学術雑誌の流通範囲が限定されるなどの弊害も生じている。

また、前述のように人文・社会科学分野の研究者は私立大学、短期大学、一般教養担当などに分散しがちである。したがって、人文・社会科学分野では、少数しかいない同僚研究者がさらに分散して存在することになる。このことは、専門分化したそれぞれの領域の研究のセンターが存在しにくいことを意味する。例えば、工学系分野の場合、有力大学では少なくとも講座単位、研究室単位で、教授、助教授に助手、大学院生が1つの研究グループを構成しており、研究のマンパワーが集積される体制になっている。人文・社会科学分野ではこうした幸福な状況にある領域は稀である。

### 3.2 学術政策との不整合

以上のように、人文・社会科学分野の学術研究活動のスタイルは自然科学系のそれとは大きく異なっている。従来の学術政策は、科学研究費補助金制度にせよ、研究所設置政策にせよ、基本的にはすべての分野に共通の枠組みを提供してきた。しかし、実態は、自然科学系分野の研究活動を念頭においていた学術政策であったことは否めない。そのため、学術政策の枠組みが人文・社会科学分野では有効ではないという状況が存在している。

#### (1) 研究者・研究資源の集積の欠如に起因する問題

人文・社会科学分野で研究者が集積されないことの弊害は、さまざまな形で現われている。例えば、人文・社会科学分野の研究活動にとって最も重要な文献資料の問題である。分散している研究者が研究を進めるためには、それぞれの勤務先で資料を揃える必要がある。のために、重複投資は免れない。そればかりか、研究者1人1人が個人用に資料を揃えようとすれば、研究費は明らかに不足し、自費で賄わざるをえなくなる。ついには、資料のほとんどが個人所有になってしまう。このような事態になると、資料の公開、共同利用が実質的には不可能な状態になり、資料の個人所有を一層促進するという悪循環になる。

一方、資料が組織に帰属する場合には、研究者の移動を妨げる要因になる。移動がないということは、研究成果の評価の機会も少なくなる、あるいは研究評価が存在しなくても差し支えがない状態にとどまることにもつながるのである。

このような状況の中で学術政策はどのような意味を持つだろうか。研究費不足は研究者

の自己負担を増やすことにつながるが、研究費を増やしたからといって自己負担が減るという性質のものではないように思われる。また、研究資料センターを設置するとしても、かなり広い領域をカバーし、共同利用のシステムが充実していないと、資料の独占と人事の硬直化をもたらすだけである。科学的研究費により購入した文献は組織に寄付することになっているため、研究者の流動化を妨げる要因になりうる。

共同利用の研究組織を設置することは、該当した分野にとっては研究者の集積や資料の集積の点で有効なことであるが、大規模な研究組織であればあるほど、設置には限界があり、カバーできる領域も限定されることになる。

このように学術政策と人文・社会科学分野の学術研究とは噛み合いにくい状況にある。

## (2) 科学研究費補助金制度との不整合

研究スタイルと学術政策との不整合が目立つのは、科学的研究費補助金制度である。従来より、人文・社会科学分野では科学的研究費の採択件数が少ないことが指摘されている。すでに触れたように、採択率は自然科学系分野よりも若干高めであるので、このことは人文・社会科学分野では科学的研究費の申請が少ないことを意味している。

表4. 分野別予算額の科学的研究費申請状況

分野	昭和63年			平成元年			平成2年		
	申請数 (新規) *1	教員数 *2	教員あたり 申請数	申請数 (新規) *1	対63年 増加率 (%)	教員あたり 申請数	申請数 (新規) *1	対63年 増加率 (%)	教員あたり 申請数
文学	2915	32675	0.09	3122	7.1	0.10	3105	6.5	0.10
哲学	364	8048	0.05	383	5.2	0.05	366	0.5	0.05
心理・教育	1540	8556	0.18	1599	3.8	0.19	1586	3.0	0.19
史学	512	2620	0.20	568	10.9	0.22	547	6.8	0.21
文学	499	13451	0.04	572	14.6	0.04	606	21.4	0.05
法学	357	3679	0.10	385	7.8	0.10	373	4.5	0.10
経済学	765	7107	0.11	801	4.7	0.11	717	-6.3	0.10
人文・社会計	4037	43461	0.09	4308	6.7	0.10	4195	3.9	0.10
理学	6362	14675	0.43	6636	4.3	0.45	6893	8.3	0.47
工学	10403	19713	0.53	10586	1.8	0.54	10720	3.0	0.54
農学	3574	6672	0.54	3642	1.9	0.55	3745	4.8	0.56
医学	17674	34356	0.51	18264	3.3	0.53	18616	5.3	0.54
複合分野	3361	11241	0.30	3595	7.0	0.32	3826	13.8	0.34
計(除広領域)	45411	130118	0.35	47031	3.6	0.36	47995	5.7	0.37

\*1 学術審議会科学的研究費分科会企画部会分科細目改正検討委員会資料（平成2年8月）

\*2 研究者・研究課題総覧（1990年版）

注）対象は、総合研究（A,B）、一般研究（A,B,C）、奨励研究（A）、試験研究。

広領域は除く。科学的研究費の分科細目と教育の専門分野分類は厳密には対応しないので、「教員あたりの申請数」はあくまで目安である。

表4は、分野別に最近の科学的研究費申請、採択状況を整理したものである。大雑把にいって、心理、教育、歴史学を除く人文科学分野では、毎年研究者20人に1人が科学的研究費を申請しており、法学、経済学分野では10人に1人、心理、教育、歴史学では5人に1人が申請していることになる。これに対し、自然科学系分野では2人に1人が申請をしており、格段の差があることがわかる。

人文・社会科学分野で科学研究費への応募が少ない原因については、人文・社会科学分野ではそれほど多額の研究費を必要としていないからであるという説明も聞かれる。しかし、これは必ずしも妥当しないだろうと思われる。なぜなら、最近実施されている研究条件に関するいくつかの調査結果によれば、人文・社会科学分野の研究者も研究費不足を訴えているからである。

申請しても採択されにくいからという説明もある。これもマクロにみれば妥当しない。採択率は人文・社会科学分野の方が自然科学分野よりもむしろ高いのである。しかし、審査員が多数の学会の間で持ち回りになっているために、審査員がたまたま申請者の所属する学会の推薦を受けた研究者である場合にはいいが、そうでない場合は申請しても採択されにくい、という解釈は否定できない。前述のように人文・社会科学分野では多数の学協会が乱立しており、日本学術会議における審査員候補の推薦の仕組を変えない限りは、そのような事態が生じうる。

しかし、そのような不正まがいの事態は、ピア・レビュー制度に準拠した科学研究費の審査制度の中では本来起こってはならないことである。あるいは、現にこうした事態が起こっているか否かは問題としないまでも、人文・社会科学分野の研究者のあいだにピア・レビュー制度に対する信頼が確立していないことを示すものであると解釈することができる。

しかし、ピア・レビュー制度は、元来物理学を中心とする理学の分野で確立してきた制度である。その前提として専門家集団の高度な自律性が要求される。今日の学術政策の枠組みは、基本的には、こうした専門家集団の自律性を前提としている。しかし、政策の対象となる専門家集団が自律性を持たない場合には、政策の前提そのものが崩れることになる。

引用分析による研究評価などの手法も、専門家集団の自律的な評価システムを前提とした手法である。研究助成制度にせよ、研究評価の手法にせよ、極端にいえば理学の世界で適用できるに過ぎない。19世紀的な学問体系を前提とした制度だとも考えられる。そのような手法を人文・社会科学分野に当てはめる根拠は、実は乏しいのではないか。

人文・社会科学どころか、例えば工学系分野においても研究スタイルおよび振興施策は理学系分野とはまったく異なっている。諸外国では、工学系の基礎的研究に対する公的支援は、ピア・レビューにより決定されるというよりは、むしろ資金供与機関（リサーチ・カウンシルなど）に設置したボードに意見を求めながら政策的に決定するという方法を探ることが多くなってきている。我が国でも科学技術庁や通産省の関連するプロジェクトはこうした方法で資金配分を行っている。

我が国の科学研究費ほど研究者集団の自律性に依存した研究支援システムは、今日では国際的にみて珍しいというのが実態である。科学研究費制度の中でも重点領域研究など企画プロジェクトの比重が増していることは、こうした動きと無関係ではないと思われる（我が国では、その場合でも研究者の自律性に依存する傾向が強い）。

学術振興政策におけるこのような変化は、学術研究活動に対する政府の介入と捉えるべきではない。ピア・レビュー制度の有効性はもともと限定的なものであったのだと解釈した方が適当ではないだろうか。

### (3) 人文・社会科学研究者の保守性

最後に、人文・社会科学分野の研究者の保守性について、付け加えておく。

日本学術会議は、平成2年に若手と中堅の研究者を対象にアンケートを実施した。報告書（日本学術会議『日本の学術研究環境』日本学術協力財団・平成3年）は、人文・社会科学分野の研究者は制度改革に対して保守的であると指摘している。例えば、教育に重点を置く大学と研究や研究者養成に重点を置く大学の分離、学部重点大学と大学院重点大学との分離、大学とは別にアカデミーのような研究機関を設置すること、人材の流動化、採用における公募の導入、などに対して、人文・社会科学は押し並べて消極的な傾向が見られる。その他の項目についても大方現状維持を支持する研究者が多い。

また、人文・社会科学分野に限らないかもしれないが、学術振興の枠組みに政策的に手を加えることを好まない傾向も見られる。前述のO E C Dの報告書では、インタビューにおいて、「大学研究者たちが、学問の自由の名のもとに、自分たちの大学を象牙の塔にしてしまっていること、日本の社会学者が、実証的研究よりも優雅な学理追及に異常なまでの力を注いでいること、社会科学が特定のイデオロギーとかなりの程度結びついていること、研究成果に対する客観的な評価基準が確立されていないこと、終身雇用制と伝統的な子弟関係によって人事が硬直化しており、新しい学問が入って来にくくなっていること、明治以来、法学部が支配的な地位を占め続けていること」などが、何度も力を込めて繰返されたとしている。

すでに述べてきたように、人文・社会科学分野の場合には学界における研究評価機能が未熟であり、大学の枠を越えた評価が存在しにくい状況になっている。学術政策の枠組みが大学の枠を越える方向で発展してきた一方で、人文・社会科学分野は、そのような体制を受入れる基盤がないまま、大学の枠組みの中に閉じこもる傾向が存続しているのである。

## 4. 人文・社会科学分野の学術政策の課題

### 4.1 人文・社会科学分野の学術政策の回顧的シミュレーション

人文・社会科学分野の学術政策の歴史を振り返るといいくつかの転機があった。人文・社会科学分野の今後の学術政策を検討するにあたり、過去に提案された施策、実施されなかった施策が候補となりうる。まず、そうした施策を吟味する。

#### (1) はじめから研究機能を分離したら

第2次大戦の敗戦を契機として、新制大学の発足時に、研究機能を大学に囲い込んだが、大学とは独立に研究組織群を置くという選択肢もあった。もし、はじめから研究機能を切り離し、マックス・プランクあるいはC N R Sのような研究組織を設置したら、その後どう推移したであろうか。

もっとも可能性が高いのは、他の国立の試験研究機関と同様に、財政的な逼迫、人員削減に直面するという事態であろう。我が国の国立の試験研究機関は、マックス・プランクやC N R Sのようなスクラップ・アンド・ビルトの仕組を組織編制原理の中に持っていない。こうした場合には、財政条件がよく、発展途上にある場合には欧米を模して次々と研究のドメインを拡大することが可能であるが、ひとたび財政が逼迫すると、研究活動は縮小に向かう可能性が高い。このような状況は、決して幸福なことではない。

それでは、今日そのような体制に移行するという施策は可能であろうか。おそらく、研究者自身の反対が多いだろうと思われる。前に紹介した日本学術会議の調査でも、アカデミーなどの大学とは別の研究組織を設置することには反対が多い。とくに人文・社会科学分野では反対が強い。これは、大学を中心とする既存の研究体制との乖離が大きすぎるためだと推測される。もし導入するとしても時間が必要であろう。

#### (2) 科学技術庁・科学技術会議も人文・社会科学分野を取込んでいたら

科学技術庁・科学技術会議も人文・社会科学分野を取込んだとしたら、人文・社会科学分野の研究活動が、理工系分野の場合と同様に民間でも活発に行われるようになったかもしれない。その場合には、結局、理工系と同様に大学の地位が低下するという事態に直面した可能性が高い。

もうひとつの可能性は、民間は人文・社会科学分野の研究活動には魅力は感じないであろうから、結局、今日の状況と何も変わらない状況であろうというものである。この可能性が高いと思われる。しかし、この場合、問題解決型の社会科学はもっと盛んになったかもしれない。

#### (3) O E C Dがレポートを発表しなかったら

O E C Dがレポートを発表しなかったとしたら、人文・社会科学分野の学術政策が、政策的課題として取上げられることはなかったのではないかと思われる。おそらく、人文・社会科学分野も他の領域と一括して、学術政策の一般的枠組みの中で扱われていたであろう。

O E C Dの報告書が発表されたからといって、何も変らなかったわけであるから、結果的には、同じことであったかもしれない。しかし、とかく人文・社会科学分野への関心は薄れがちであるから、人文・社会科学分野の学術振興が政策課題として取上げられ続けていることは、一種の保険としての意味があるだろう。

#### (4) 人文科学委員会が存続したら

人文科学委員会が存続していたらどのような状況になったかは、判断が難しい。

1つの可能性としては、英国のような分野別のリサーチ・カウンシルが存在するような体制へと発展していったかもしれない。また、人文・社会科学分野の研究活動においても企画主導の研究プログラムが早くから導入され、重点化が進んだかもしれない。

### 4.2 学術政策として検討すべき課題

以上のように、過去に検討された施策、採用されなかった施策を現段階で改めて採用したからといって、必ずしも好ましい成果が期待できるわけではなさそうである。重要なことは、これまでの人文・社会科学分野の学術政策が何ら実施されてこなかった歴史的背景と現状の両方を踏まえて、今後の方策を検討することであると思われる。以下では施策の候補を示し、吟味したい。

#### (1) ネットワーク型の学術振興

大学の外側に研究組織を作らなかったことは、戦後の体制がスタートした時点においては、研究者の集積等の点で問題があったように思える。しかし、再び大学の外に研究組織群を置くという施策は、財政上の制約から現実的でないし、研究者の支持も得にくいものと考えられる。

しかし、人文・社会科学分野の研究機能が私立大学、短大、一般教養担当などへ分散したということは、見方を変えれば、豊富なポテンシャルを抱えていることを意味する。研究機能が集中すればわずかしかいなかったであろう人文・社会科学分野の研究者が、研究機能が分散したことでかえって多数になった。そうだとすれば、研究者が分散している状況は、必ずしも悪いことではない。

問題は、こうした従来の弱みを、強みに転化する仕組である。重要なポイントは、分散した研究者を実質的に結びつけることである。所属などはそのままにしておいても、研究のネットワークを構築し、そのネットワークを活性化することが必要である。従来も、総合研究や重点領域研究により、科学研究費の中で多機関にわたる研究者が共同で研究を進めることは可能であったが、これを一層促進する必要がある。

また、科学研究費だけでなく、日常的な研究上の交流を可能にする仕組が必要であり、そのためには、人文・社会科学分野でも情報ネットワークの活用を計る必要があるだろう。その際、テキスト資料の重要性の高い分野であることに鑑み、日常言語による情報交換だけではなく、特殊な文字や言語も扱えるようなネットワークを構築する必要がある。また、テキストや映像情報のデータベース化を促進し、資料の利用の便を図る必要がある。こうした、情報ネットワークの構築には専門の組織があたる必要があろう。

このような電子図書館的システムができるまでは（あるいは、できたとしても）、資料の公開と流通を促進する必要がある。このためには、現在は私費で購入し、私蔵されている資料も掘り起こし、さらにはなるべく公費で資料を揃えるような方向に持っていく必要がある。公費で資料を収集すると研究者の流動化を妨げる結果になる可能性があるので、これについても対策が必要である。

科学研究費で購入した文献については、現在は所属機関に寄付することになっているが、研究者の移動に伴って資料も移動できるようにすることが望ましい。あるいは、移動先の機関が、組織として長期にわたって借り出せるようにするという方法もある。これを徹底すれば、科学研究費によって購入した資料は、形式上ある機関（研究資料センターなど）に寄付し、そこで統一的に所有、管理することにし、実際には購入した研究者が反永久的に資料を借り出す形式も考えられる。

このような工夫によって、分散している研究資源や研究者を掘り起こしていくことがまず必要である。また、科学研究費の申請も喚起されるであろう。

## （2）人文・社会科学インキュベーション・センターの構想

研究ネットワークを活性化していく上では、何らかの中核的な組織が必要である。現在の人文・社会科学分野の重点領域研究では、実質的なセンターとなる研究所、研究施設などがある場合が多いが、既存の研究所、研究施設で専門分化した人文・社会科学のすべての分野を網羅することは不可能である。そうするとネットワークの核となる組織を設置する必要が生ずる。

しかし、人文・社会科学のあらゆる領域に、研究所や研究施設を設置することは不可能に近い。そこで、考えられるのは時限付きの小規模なセンターを設置することである。重点領域研究のような企画色の強い研究プロジェクトの実施期間だけ設置し、その分野の研究活動、研究ネットワークが波に乗ったら廃止するような組織である。

ひとつの方法は、インキュベーター的な研究センターを設置することである。そこに客

員研究部門を時限付きで設置する。それぞれの部門が核となって研究プロジェクトを進める。プロジェクトは、領域によっても異なるだろうが、現在の重点領域研究よりは小規模なものでよい。期間は数年～10年程度とし、プロジェクトの終了にともない、研究部門も閉鎖する。その間は、必要に応じて、参加メンバーが交替で短期もしくは長期の客員研究員として滞在できるようにしておく。研究者の流動性が低い現状では、専任教員による研究部門は極力制限するか、置かない方がよいだろう。

研究センターには、このような研究部門を複数設置し、他にサポート部門（人文・社会科学の研究振興、評価に関する調査研究部門、情報ネットワークの開発・維持部門、データベース・システムの開発・維持部門など）を恒常に設置する。前述の資料の所有、管理をこの組織で行ってもよい。同時に、後述するポストドクターの研究員を受入れ、人材育成と、若手研究者の研究機会提供を担う。

大学共同利用機関の有効性は人文・社会科学分野でも広く認められているところであるが、あらゆる分野にそうした大規模な研究組織を置くことは不可能であるし、その必要もないことが多い。そのような意味でも上述のような流動的研究組織を検討する意義はある。

#### (3) 人材育成システムの確立

人文・社会科学分野の場合、若手研究者が十分な研究条件の下で研究活動を行う機会は著しく限られている。現状では、大学院を終了しても、就職機会が得られず、予備校教師を続けたり、非常勤講師を長期にわたり継続したりする中で、個人的な努力によって研究活動を続けるをえないケースも少なくない。もし就職機会が得られたとしても、直接には自分の専門分野と関係のないポストであったり、研究条件が悪い場合も少なくない。

このような事態は若手研究者の供給過剰に起因するとは限らない。また、たとえ現在は研究が継続できている領域であっても、長期的には後継者の育成が危ぶまれるケースも少なくない。そこで、若手研究者の育成と研究機会の確保の方策を検討する必要がある。

このためには、既存のポスト・ドクターの研究員制度を拡充する必要がある。既存の特別研究員制度は年限が限られており、就職機会が少ない人文・社会科学分野の現状には適合的でない。研究者の流動性が高まるまでは、契約の更新を認め、一定期間安定的に研究に従事する機会を与える必要がある。

その場合でも、特別研究員の受け皿となる機関が問題となる。そこで、前述のインキュベーション・センターが受け皿となり、若手研究者を中心に研究機会を提供する。指導者がセンター以外にいる場合でも、所属はセンターとして、自律的に研究を進めることとする。また、客員研究部門との連携も進める。

#### (4) 研究スタイルの革新

人文・社会科学分野の場合、情報処理技術の進展を契機とし、研究のスタイルを革新し、異分野との連携を進める機会は少なくないはずである。人文科学分野の場合、テキストを対象として研究を進めることができが、このような分野こそ、情報分野との連携により、成果が期待できる。しかし、科学研究費の申請の少なさにみられるように、与えられた条件（わずかな研究費）の中で研究を進めることに慣れてしまっているきらいがある。このような場合、思い切ったプロジェクトを企画し、学際的研究を進める必要がある。

また、研究評価に対する消極的な態度は、若手の育成の面で大きな損失となっている。

戦前期のようにわずかな大学しかなかった時代には、研究評価を公然化する必要はなかったかもしれないが、高等教育が拡大し、人文・社会科学分野の研究者が多くなった現在では、全国に分散した研究者の中から可能性を持つ若手を抜擢し、研究の機会を提供する必要がある。研究評価は、とくに人文・社会科学分野では、業績評価や勤務評定のように捉えられがちであるが、人材の育成のシステムとして、導入を図る必要がある。

なお、それ以外の局面における研究評価は、従来までの慣行との兼ね合いもあり、急いで変革する必要はないだろう。科学研究費の審査も、ピア・レビューにこだわる必要はなく、当該領域の研究者を結集する形で計画的な研究を進める方が、少なくとも現状では意味があると思われる。

#### （5）大学政策との連携

しかし、どのような学術振興施策を実施しても、人文・社会科学分野の研究者の多くが、私立大学、短大、一般教育に広く分布しているという状況が続き、教育面での負担が大きい現実が続く限りは、片手落ちである。

高等教育人口が減少に向かう中で、私立大学などは教育重視へ傾斜している。そのこと自体は何ら悪いことではないが、それと並行して研究に熱心であることをむしろマイナスに評価する動きが登場することを警戒しなければならない。私立大学などでは、国立大学や有力私立大学から定年前後に移動していく教員、いずれ有力大学へ移動することを目標としている若手教員などが多い。そのため、大学や学部に対する帰属意識が低く、所属する教員1人1人の能力のわりに、集団としての活力が低いという問題が指摘されることがある。

教育は個々の教員に委ねられている程度が大きいので、これを打破するには、むしろ研究面において、学内、学部内の共同研究を活性化するなど、教員の能力を結集することが必要である。この共同研究は、教員個人の専門領域での先端的な研究活動よりは、大学や学部の特性にあわせた、総合的な研究になると思われる。教育に関連した研究も当然それに含まれるであろう。そのような研究を進める中で、教育目標についても教員間の認識の共通化が図れるはずである。このような観点から、大学政策としても研究活動の振興を図る必要があり、そのための仕組を考案する必要がある。

また、大学院における人材養成制度は、大学設置における教員審査と密接な関係にある。現在は、大学新設において社会人を大学教員として迎えることがかなり容易になってきている。既存の大学院が十分に対応していない分野などでは、短期的には社会人の導入もやむを得ない面がある。しかし、一方で研究者養成のために大学院を設置し、オーバー・ドクターを抱えている現状も、現に存在している。これは、大学院制度の自己否定である。こうした矛盾を開拓するためには、人文・社会科学分野でも課程博士を授与することがまず必要である。

一方、社会人を教員として受入れる場合には、学会への所属、学会活動経験を義務付けるべきであろう。学会活動は、第一には研究活動の一部であるが、異なる大学の教員の交流の場としても意味がある。他の大学の同じような領域では、どのような教育が行われているかを知ることができる機会であり、そうした情報交換を通じて、教育水準の平衡化が進む。アカデミティーションやその他の外部評価が成立していない現状では、このような機会には意義がある。自然科学系の学協会では、カリキュラムの共通化のための活動が公

式に行われている例もある。人文・社会科学分野でも最近は教育問題に关心を傾ける例が多くなってきた。研究活動は、このような面でも重要である。単に社会における実績があるというだけでは、教育面でも不都合なことが多いのである。

#### (6) 人文・社会科学のレビュー

人文・社会科学分野は専門分化が著しいので、領域ごとの特性を明らかにし、学術振興上の問題点を明確にする必要がある。これは、人文・社会科学分野の研究活動のレビューにほかならない。人文・社会科学分野の研究活動の包括的なレビューは、過去に2回実施されている。第1は、占領下の昭和23年から24年にかけて米国人文科学顧問団により実施された。これには人文科学委員会のメンバーも協力している。第2は、前述のO E C Dによる社会科学分野のレビューである。いずれも、外国からの評価である。

また、前者は第2次大戦の敗戦のあとに実施され、後者は昭和40年代の高等教育の拡大のあとに実施されている。昨今の大学の拡大と多様化は、人文・社会科学分野の学術研究に多大な影響を与えるものと思われる。現在もまた、レビューの好機であろう。人文・社会科学分野はもともと評価を敬遠する分野であるかもしれないが、この好機に自らの手になるレビューを期待したい。このことは、学術政策そのものではないが、その前提として必要である。

#### 文献・資料

- 学術体制研究会編、『学術研究の背景』、日本学術振興会、1953  
文部省、『学制八十年史』、大蔵省印刷局、1954  
文部省、『学制百年史』、帝国地方行政学会、1972  
文部省学術国際局、『我が国の学術』、日本学術振興会、1975  
乾侑、『科学研究者執務ハンドブック』、第一法規出版、1981  
乾侑、『科学技術政策』、東海大学出版会、1982  
O E C D（文部省学術国際局訳）、『日本の社会科学政策』、日本学術振興会、1982  
原現吉、『科学研究費－その成り立ちと変遷』、科学新聞社、1982（1989資料増補改訂）  
日本学術会議、『日本の学術研究動向』、日本学術協力財団、1988  
日本学術会議、『日本の学術研究環境』、日本学術協力財団、1991  
山本眞一他、『欧米における学術研究体制』（科学研究費報告書）、1991  
文部省、『我が国の文教施策（平成3年度）』、大蔵省印刷局、1991

平成3年度科学研究費補助金（総合研究（A））  
 「学術政策と大学における研究システムとの相互関係に関する調査研究」報告書 平成4年3月  
 付録 人文・社会科学分野の学术行政政策 関連事項年表(1/2)

年月	文部省、大学ほか 白書等	審議会関係	科学研究費補助金 民間資金の導入	研究所設置	科学技術庁 科学技術会議	日本学術会議関係
大正7 昭和 14. 16			・科学奨励金創設 ・科学研究費交付金 創設	(附置研究所) ・京都大学人文科学研 究所 ・東京大学東洋文化研 究所		
21 1 2 8 9	・人文科学研究課 科学教育局に設置	・人文科学委員会設置	・人文科学助成金創 設、科学試験研究費 補助金創設	・東京大学社会科学研 究所	・科学技術行政協議会 (STAC) 設置	
22 3		・人文科学委員会、機関誌 「人文」創刊				
24 1 5 6	・新制大学発足 ・人文科学研究課 廃止	・学術奨励審議会設置	・科学試験研究費に 社会科学部門追加、 総合研究創設	・神戸大学経済経営研 究所/東京大学新聞研 究所/一橋大学経済研 究所		・日本学術会議 発足
25 4	・人文科学委員会廃止 日 本人文科学会発足		・人文科学助成金を 民間研究に名称変 更、科学研究費交付 金に機関研究創設	・東京大学史料編さん 所		
26			・科学奨励金を奨励 研究に名称変更			
27 11	・「日本の学術研究」 大学学術局		・奨励研究 民間研究 を科学研究助成補助 金に一本化			
28 7	・「学術研究の背景」 学術体制研究会					
30			・科学研究費交付金 総合研究の中に別枠 研究創設			
31 5			・科学研究費交付金 機関研究の中に別枠 研究創設、化学研究 促進補助金創設		・科学技術庁設置(人 文科学、大学の研究に のみ関わる事項を除く)	
33			・科学研究助成補助 金廃止、科学研究費 交付金に各個研究と して再編、吸収、化 学研究促進補助金廃止			
34 2					・科学技術会議設置 (人文科学のみに関わ る事項を除く)	
35 10 ?					・科学技術会議第1号答 申「10年後を目標とす る科学技術振興の総合 的基本方策について」	・人文社会科学振興特別委 員会設置
36 5. 5.						・人文、社会科学の振興に ついて(勧告)
37 3 5. 5. 9				・京都大学経済研究所		・科学技術会議の「10年後 を目標とする科学技術振 興の総合的基本方策につ いて」(諮問第1号)に対す る答申に關して(勧告)
38	・学術振興法案		・科学研究費交付金 に特別研究、海外学 術調査創設	(共同利用の附置研 究所)		・人文、社会科学振興のた めに人文、社会科学総合 研究機関の設置について (勧告)
						・科学研究基本法の制定に ついて(勧告)

平成3年度科学研究費補助金（総合研究（A））  
 「学術政策と大学における研究システムとの相互関係に関する調査研究」報告書 平成4年3月  
 不才録 人文・社会科学分野の学術行政政策 関連事項年表（2/2）

年月	文部省、大学ほか 白書等	審議会関係	科学研究費補助金 民間資金の導入	研究所設置	科学技術庁 科学技術会議	日本学会議関係
39 3 6		・学術研究体制分科会設置		・東京外国语大学アフリカ言語文化研究所		
40			・科学研究費交付金 と科学試験研究費補助金廃止、科学研究費補助金創設、特別研究創設			
41 4 7		・学術研究基本方策分科会設置	・学術奨励審議会で 科学研究費補助金の改善に着手	(附置研究所) ・大阪大学社会経済研究所		・学術奨励審議会(科学研究費等分科会)委員の任命について(申入)
42 6 8 11	・日本学術振興会の 特殊法人化	・学術審議会発足				・科学研究費補助金運用上の改善について(中間報告)に関する意見について(申入) ・科学研究費補助金運用上の改善について(申入)
12		・第1次答申「学術に関する当面の基本的施策について」(科学研究費補助金運用の改善策答申)				
43 2 4 6 12		・日本学術会議科学 研究費審査委員の推 薦拒否 ・新制度による審査 配分実施		・科学技術基本法 国会 提出		・科学研究費補助金について(声明)
44 6		・学術研究体制特別委員会 中間報告「大学における 学術研究体制の整備につ いての基本的な考え方」				
46 5 11	・中央教育審議会答 申	・学術研究条件特別委員会 中間報告「大学等におけ る学術研究条件の整備につ いて」		(大学共同利用機関)		
47 5 48 7 10		・学術研究体制特別委員会 報告「大学における学術研 究体制の整備について」 ・答申「学術振興に関する 当面の基本的施策につ いて」		・国文学研究資料館		
49 6 50 8	・学術国際局 設置 ・「我が国の学術」 学術国際局			・国立民族博物館		
52	・「日本の社会科学 政策」OECD		・特別研究促進費 創 設			
56 4 57 1			・特定奨励費 創設	・国立歴史民俗博物館		
58 11		・学術研究体制の改善のた めの基本的施策について (第1次審議取りまとめ)	・特別推進研究創設、 人文・社会科学研究 振興等のために配分 方針を改正			
59 2		・学術研究体制の改善のた めの基本的施策について (答申)	・民間等との共同研 究制度創設			・日本学術会議法改正
62 5			・重点領域創設(特別 研究、特定研究を整 理統合)	・国際日本文化研究セ ンター		
平成 元 2 5			・受託研究員制度、人 文・社会系にも拡大 ・創成的基礎研究 (新プログラム)創設	(全国共同利用施設) ・北海道大学スラブ研 究センター		